

独立行政法人日本学生支援機構 平成27年度

「特に優れた業績による返還免除制度」の申請から認定まで

- [目次]
1. 特に優れた業績による返還免除制度とは (1頁)
 2. 申請方法 (1頁～4頁)
 3. 業績の評価および推薦 (5頁)
 4. 免除者の認定 (5頁)
 5. 「東京芸術大学返還免除奨学生選考基準」 (6頁～7頁)
 6. 【参考資料】大学院設置基準第十六条 (8頁)

1. 特に優れた業績による返還免除制度とは

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」といいます。）が行う「特に優れた業績による返還免除制度」は、**大学院において第一種奨学金を受け、平成27年度中に貸与が終了する者（休学、辞退、退学等も含む）のうち、「当該課程における業績が特に優れていると認められる者」**に対し、貸与終了時に奨学金の全額または半額を免除する制度です。

2. 申請方法

<1> 受付期間および受付時間【厳守!】

※受付日、受付時間外は、理由にかかわらず一切受理できませんので注意してください。
また、郵送による申請も受け付けません。

・ 美術研究科の受付（美術学部教務係・取手校地事務室） 平成28年2月3日（水）～5日（金）10:00～11:30/13:30～16:00
・ 音楽研究科の受付（音楽学部教務係・千住校地事務室） 平成28年2月3日（水）～5日（金）10:00～11:30/13:30～16:00
・ 映像研究科の受付（横浜校地事務室） 平成28年2月3日（水）～5日（金）10:00～11:30/13:30～16:00

<2> ↓ 必須! 申請書を提出後、忘れずにメール送信

申請者は、上記の受付期間の申請書提出後（最終日は午前0時まで）に①「特に優れた業績申請」と件名し、②「美術・音楽・映像」の所属、③「学生番号」、④「氏名とフリガナ」を syogaku@ml.geidai.ac.jp（学生支援課奨学係）宛に必ずメール送信してください。（自動受付ではありませんので、受付の返信はありません）
※メール送信されたあなたのメールアドレス宛てに、後日、大学からの不備書類等のご連絡、選考結果（4月下旬）をお知らせします。

なお、平成28年3月に大学院を修了する方は、修了後は大学発行のメールアドレスは使用できなくなりますので、修了後も使用可能なアドレスから送信願います。

<3>提出書類等

(注1) 受理した申請書(原本)および添付資料(業績証明書等をコピーして提出)は返却できません。

(注2) 下記①、②、③の様式(Excel・Word)は決して崩さないでください。

①「業績優秀者返還免除申請書」(A4判両面)《日本学生支援機構様式1-1表裏・ダウンロード》

◇この申請書は必ず「両面刷り」で作成してください。

◇「成績証明書を添付すること」と指示がありますが、受付後に大学が添付するので提出は不要です。

②「指導教員等の推薦理由」(A4判片面)《日本学生支援機構様式1-2・ダウンロード》

◇自己の奨学生番号、学籍番号、氏名、研究科名・専攻名のみ記入し、その他の欄は空白のまま提出してください。受付後に大学から指導教員に推薦理由を記入してもらいます。

③「業績評価書」(A4判片面)《東京芸術大学様式・ダウンロード》

◇申請する業績の内容を1件ごとに記入してください(同シリーズ、同テーマの場合は1件にまとめる)。

◇業績が複数ある場合は、ご自分で重要と考える業績から順番に記入して行ってください。

④各自が提出する業績資料・証明書等(A4判片面)《様式任意》

◇提出する資料は全てA4サイズの普通紙に印刷またはコピーすること。**(印画紙不可。作品がある場合は、業績資料として、スナップ程度の作品写真・会場写真でもいいので印刷等の上、添付すること)**

◇業績資料は、③「業績評価書」に記入した順番でA4判の右下に通し番号(ページ数)を記載し、左上には業績のタイトル等を記載すること(←資料の作成例を参照)。資料はホッチキスやクリップで止めずに提出すること。**(資料が複数の場合でも、通し番号を入れて束ねた状態で提出すること)**

<4>対象となる業績について

*申請できる業績は、**現在、在籍している課程における**下記の業績となります。(修士課程の方は、学部在籍時の業績は対象外です。また、博士課程の方も修士課程在籍時の業績は対象外です。)

*申請業績の項目 - 「東京芸術大学返還免除奨学生選考基準」第5条(→6頁~7頁に記載)より-

*で囲まれている記載は、日本学生支援機構の「奨学規程」の各業績の評価基準です。

参考資料として掲載していますので、申請する業績を検討する際に、適宜ご参照ください。

(1) 学位論文その他の研究論文

学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載または表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。
--

イ 博士論文(研究作品又は研究演奏を含む)

[提出資料]

①論文要旨(必須)

②研究作品の場合(必須): 作品の写真(1枚程度)および図録等の表紙、自己氏名掲載の頁

③研究演奏の場合(必須): プログラム等の表紙、自己氏名掲載の頁

ロ 修士論文

(注) この業績は、修士論文のみの申請となります。修士作品・修士演奏は、下記(2)「大学院設置基準第16条に定める特定の課題」で申請してください。

[提出資料]

論文要旨(必須)

ハ 学会発表、学術雑誌への掲載等の研究論文

[提出資料]

①発表誌等の表紙および自己氏名が記載された掲載頁(必須)

②賞状、書評、記事等、第三者の評価(任意)

ニ その他の研究論文

[提出資料]

- ①発表誌等の表紙および自己氏名が記載された掲載頁（必須）
- ②賞状、書評、記事等、第三者の評価（任意）

(2) 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果

(→大学院設置基準16条については、8頁に關係箇所を記載)

特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。

イ 修士課程における修了作品

[提出資料]

作品の写真（1枚程度）および図録等の表紙、自己氏名掲載の頁（必須）

ロ 修士課程における修了演奏

[提出資料]

プログラム等の表紙、自己氏名掲載の頁（必須）

(3) 授業科目の成績

講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。

イ 博士リサイタル

[提出資料]

プログラム等の表紙、自己氏名掲載の頁（必須）

ロ その他の授業科目の成績

[提出資料]

その他の授業科目の成績を示す資料（必須）※本学の成績証明書は不要です。

(4) 音楽、演劇、美術その他の発表会における成績

教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。

イ 美術展、コンペティション、コンクール等の公的発表会の成績

[提出資料]

- ①作品の場合（必須）：作品の写真（1枚程度）および図録等の表紙、自己氏名掲載の頁
- ②演奏、コンペティション等の場合（必須）：プログラム等の表紙、自己氏名掲載の頁

ロ 個展、音楽会等の個人発表会の成績

[提出資料]

- ①作品の場合（必須）：作品の写真（1枚）および図録等の表紙、自己氏名掲載の頁
- ②音楽会等の場合（必須）：プログラム等の表紙、自己氏名掲載の頁
- ③賞状、書評、記事等、第三者の評価（任意）

ハ その他の発表会における成績

[提出資料]

- ①作品の場合（必須）：作品の写真（1枚）および図録等の表紙、自己氏名掲載の頁
- ②音楽会等の場合（必須）：プログラム等の表紙、自己氏名掲載の頁
- ③賞状、書評、記事等、第三者の評価（任意）

(5) 著書、データベースその他の著作物（1号に掲げるものを除く。）

専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（（1）、（2）に掲げる論文等を除く）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。

イ 著書

ロ データベース

ハ その他の著作物

[提出資料]

- ①著書、データベース、その他の著作物の表紙、自己氏名掲載の頁（必須）
- ②賞状、書評、記事等、第三者の評価（任意）

(6) 研究又は教育に係る補助業務の実績

リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められるもの

イ ティーチングアシスタント、リサーチアシスタントの補助業務

[提出資料]

各部局庶務係が発行する「在職証明書」（必須・自分で入手）

ロ その他の研究又は教育に係る補助業務の実績

[提出資料]

関係機関が発行する「在職証明書」（必須・自分で入手）

(7) 発明

特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。

イ 特許、実用新案等

ロ その他の発明

[提出資料]

特許、実用新案、発明等の証明書等（必須）

(8) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。

[提出資料]

活動を示す自己氏名が記載された証明書、印刷物、記事等（必須）

(注1) 上記の業績はすべて本学における「専攻分野に関連した業績」とし、スポーツの競技会における成績については評価対象とはなりません。

(注2) 上記の各業績における具体的な評価項目は、「東京芸術大学返還免除奨学生選考基準」で確認してください。

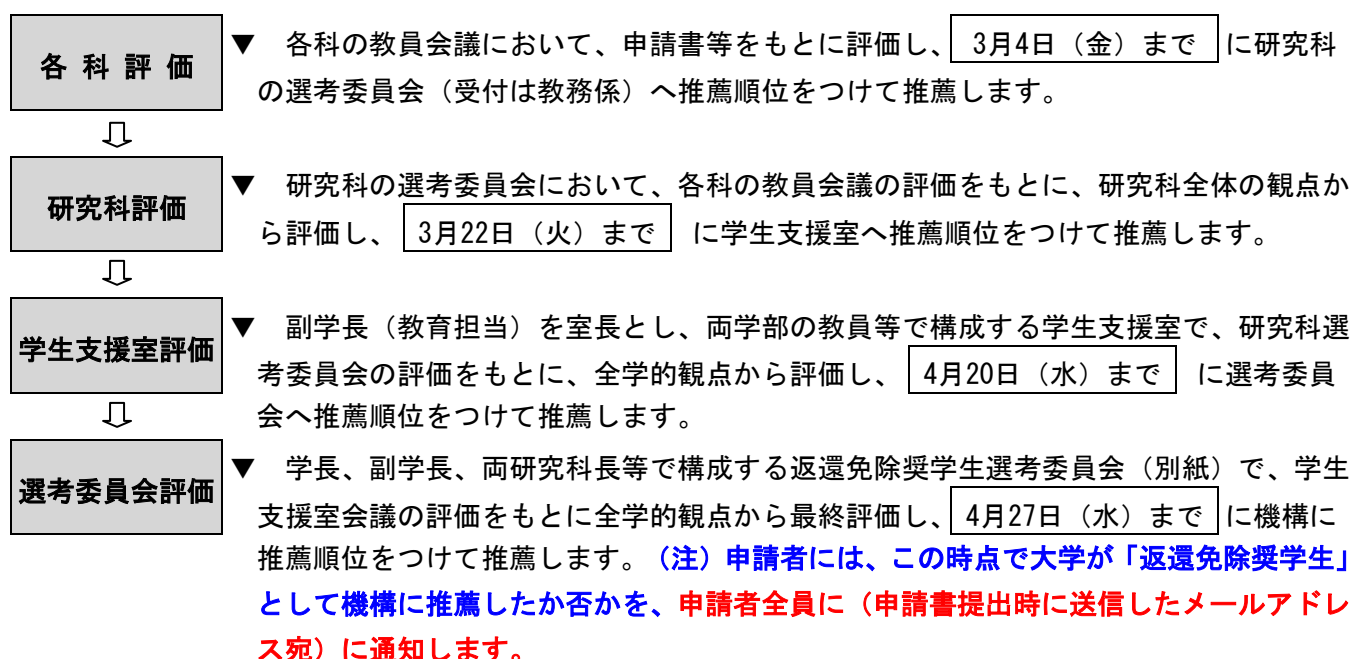
3. 業績の評価および推薦

申請者から提出された申請書等と、大学が添付した成績証明書をもとに「東京芸術大学返還免除奨学生選考基準」により学内で各種委員会等の段階的な評価を経て選考し、機構に推薦順位をつけ推薦します。

<1>業績の評価（申請された業績は、下記の4段階により総合評価します）

特に優れた業績	優れた業績	良好な業績	前記以下の業績
100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点以下

<2>選考および推薦の流れ



4. 返還免除者の認定

大学から推薦した返還免除奨学生の認定は、独立行政法人日本学生支援機構の認定委員会の議を経て、**6月中旬（予定）に決定され、同機構から直接あなた宛にその結果が通知されます。**

申請内容等、不明な点などありましたら、下記にお問い合わせください。

学生課奨学係	050(5525)2069	(内線2450)
美術学部教務係	050(5525)2123	(内線3142)
音楽学部教務係	050(5525)2310	(内線5142)
横浜校地事務室	050(5525)2671	

○東京芸術大学返還免除奨学生選考基準

平成17年 2 月 17 日

返還免除奨学生選考委員会決定

(目的)

第1条 この基準は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に対して各年度に推薦する奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し、選考基準及び選考手続き等を定めることを目的とする。

(推薦対象者)

第2条 推薦対象者は、本学大学院において機構の第一種奨学金の貸与を受けている学生で当該年度中に貸与期間が終了することになる者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者とする。

(選考手続き)

第3条 奨学金の返還免除を希望する者は、所定の書類により所属する研究科長に申請するものとする。

2 各研究科長は、申請者のうちから候補者を選考し、順位を付して東京芸術大学返還免除奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）に推薦するものとする。

3 委員会は、前項の推薦を受けた者のうちから候補者を選考し、順位を付して機構に推薦するものとする。

(選考方法)

第4条 前条第2項及び第3項の選考にあたっては、機構が定める奨学規程第47条第2項に規定する評価基準及び次条に定める評価によるものとする。

(評価)

第5条 評価項目は、次の各号に掲げるものとし、本学の大学院における教育研究活動等に関する業績又は専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績ごとに評価するものとする。

(1) 学位論文その他の研究論文

イ 博士論文（研究作品又は研究演奏を含む）

ロ 修士論文

ハ 学会発表、学術雑誌への掲載等の研究論文

ニ その他の研究論文

(2) 大学院設置基準第16条第2項に定める特定の課題についての研究の成果

イ 修士課程における修了作品

ロ 修士課程における修了演奏

(3) 授業科目の成績

イ 博士リサイタル

ロ その他の授業科目の成績

- (4) 音楽、演劇、美術その他の発表会における成績
 - イ 美術展、コンペティション、コンクール等の公的発表会の成績
 - ロ 個展、音楽会等の個人発表会の成績
 - ハ その他の発表会における成績
- (5) 著書、データベースその他の著作物（1号に掲げるものを除く。）
 - イ 著書
 - ロ データベース
 - ハ その他の著作物
- (6) 研究又は教育に係る補助業務の実績
 - イ ティーチングアシスタント、リサーチアシスタントの補助業務
 - ロ その他の研究又は教育に係る補助業務の実績
- (7) 発明
 - イ 特許、実用新案等
 - ロ その他の発明
- (8) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

2 業績の評価は、前項の評価項目を総合して評価するものとし、下表の評価区分により評価点をつけるものとする。

評価区分	評価点
特に優れた業績	100点～90点
優れた業績	89点～80点
良好な業績	79点～70点
前記以下の業績	69点以下

3 候補者の推薦順位は、評価点の高い者から順に付すものとする。

附 則

この基準は、平成17年2月17日から施行する。

【参考資料:大学院設置基準 関係する事項の抜粋】

第六章 課程の修了要件等

(修士課程の修了要件)

第十六条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の前期の課程の取扱い)

第十六条の二 第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- 一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期の課程において修得すべきものについての審査

※注意事項

1. 上記基準 第十六条 は、2～4頁に記載の「対象となる業績」のうち、「(2)大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果」に関する規定です。
2. 上記基準 第十六条の二 については、現時点では本学に制度がありませんので、該当者はいません。